

(様式第 2－14 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和 8 年（2026 年）5 月 1 日

熊 本 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無			
		○		東阿高、陣内、 藤山	無	令和 7 年度～令和 7 年度	農事組合法人 火の君とよだ	事業の実施期間の 変更（変更前：令和 7 年度～令和 11 年 度）